

令和元年度

熊野町農業委員会

議事録

第1回

熊野町農業委員会

令和元年度第1回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和元年5月20日(月)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稲垣	寿計
----	----	----

6. 議事録署名委員(2人)

委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会	書記	内田	直人
-------	----	----	----

8. 熊野町職員

都市整備課	課長補佐	木下	祐弘
都市整備課	主査	諏訪本	壮太

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和元年度第1回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>2番 中須委員と3番 岩井委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>それでは、これより審議に入ります。日程第1、議案第1号「熊野町農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「熊野町農地利用最適化推進委員の辞任について」ご説明いたします。</p> <p>平成31年4月25日付けで古武家光八委員から、熊野町農業委員会会長に対し辞任願が提出されました。</p> <p>辞任の理由としては、一身上の都合により、農地利用最適化推進委員としての職責を十分に果たせなくなるとの思いから願い出られたものでございます。</p> <p>委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条において、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されておりますことから、今回の農業委員会の議案として上程させて頂いたものでございます。</p> <p>なお、農業委員会で古武家氏の辞任についてご同意いただいた場合は、辞任日は、本日、令和元年5月20日付けとなることを申し添えます。</p> <p>また、補足ですが、辞任のご同意を頂いた場合、農地利用最適化推進委員が1名欠員することとなります。</p> <p>欠員が生じた場合の対応につきましては、「熊野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第10条第において、「欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに推進委員の補充に</p>

	<p>努めなければならない。」とする努力規定が定められておりますが、新任者は、前任者の残任期間を引き継ぐものとなります。そのため、委嘱までの事務手続きを考慮すると残任期間によっては、難しい場合がございます。</p> <p>同様の理由から、農業委員においては、平成30年3月に「農業委員の欠員が生じた場合の委員補充の取扱いについて」として、欠員が生じた時期によっては、補充しない場合もあるものとして定めた一方で、農地利用最適化推進委員について定めたものはございませんが、現任期の平成29年7月20日から令和2年7月19日までの3年間のうち、残すところ約1年2か月余りとなっておりますので、農業委員の取扱いの例に準ずる形とし、農地利用最適化推進委員の補充事務は実施しないものとして進めさせて頂きたいと考えております。</p> <p>そのため、古武家委員は、萩原地区、城之堀地区を担当されていましたが、それぞれ萩原地区を世良委員に、城之堀地区を佛圓委員がお引き受け頂けることをご了解を頂いております。以上で、議案の説明を終わります。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号「熊野町農地利用最適化推進委員の辞任について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号「熊野町農地利用最適化推進委員の辞任について」は同意することに決定しました。</p> <p>次に、日程第2、議案第2号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号、非農地証明申請について説明いたします。</p> <p>この審議の内容は、平成31年4月24日付で非農地証明申請書が提出されたことによるものでございます。</p> <p>具体的な場所としましては、資料にありますとおり、地区の付近となります。</p> <p>この度申請のあった農地は、筆界未定地内に含まれる農地ということ</p>

	<p>で、昨年7月から9月にかけて委員の皆さんに調査していただいた農地利用状況調査の対象外としておりました。</p> <p>非農地証明の発行に当たっては、基本的には現地の場所の特定が出来ることが望ましいのですが、筆界未定地全ての状況を勘案し、全ての農地が非農地の要件に合致すれば非農地証明が発行できるものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。委員お願いします。</p>
委員	<p>5月9日に事務局と現地で確認をしてきました。筆界未定地ということで、詳細な場所の特定が出来ないことから、当該申請地を含む筆界未定地16筆全体の状況から判断をしました。状況としては、工場や駐車場として利用されている以外は原野のような状況で、地形からも重機等を利用して耕作等を行うことも難しく、農地としての利用は困難であり、非農地として取扱うことについて問題ないという判断をさせて頂いております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
委員	<p>筆界未定地ということですが、所有者は何名おられるのですか。</p>
事務局	<p>所有者の正確な人数は把握しておりませんが、他にも複数おられます。</p>
委員	<p>筆界未定地付近で農地があったと思うのですが、その農地はこの筆界未定地の中には含まれていないということで良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>現地調査の結果、筆界未定地の中に農地は含まれていないことは確認しております。</p>
議長	<p>他に質問は無いでしょうか。</p>
事務局	<p>(全員質問なし)</p>
	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号「非農地証明申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号「非農地証明申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第3 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届</p>

	出について、日程第4 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」及び日程第5 報告第3号「農地法第5条の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第1号から第3号についてご説明いたします。市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することが認められています。本件につきましては、農地転用届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、農地法第3条の規定による届出が1件、第4条の規定による届出が3件、第5条の規定による届出が2件ありましたことを、ご報告します。説明については以上です。
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 ここで事務局から連絡事項があります。
事務局	(事務局から連絡事項)
議長	次回の農業委員会は6月20日の午前9時から開催予定です。 議案については6月5日以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和元年度第1回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。 <div style="text-align: right;"> <u>議 長</u> 印 <u>署名委員</u> 印 <u>署名委員</u> 印 </div>